

○ふくおか県央環境広域施設組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

〔平成31年4月1日〕
規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、ふくおか県央環境広域施設組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成31年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 条例の施行に関し必要な事項については、附属機関に係る規定を除くほか、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成18年飯塚市規則第20号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。